



令和元年 10月11日(金)
(2019年)

No. 15031 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆知財の常識・非常識 ②

メガプラットフォーム取引の透明性確保とデータポータビリティ、API開放 (1)

☆特許庁人事異動…………… (11)

知財の常識・非常識 ②

メガプラットフォーム取引の透明性確保と データポータビリティ、API開放

桜坂法律事務所

弁護士 林 いづみ

0. はじめに

本稿は、このシリーズにおける、新たな情報財/データに関する私の論考の第三弾です。2018年2月9日掲載のシリーズ⑫「新たな情報財の利活用をめぐる最近の動向」では、IoT (Internet of Things) により収集したデータを人工知能 (AI) で分析す

る時代において、便利なサービスを提供することで大量の個人データを囲い込むことに成功したGAF A (Google、Apple、Facebook、Amazon)、これに対抗するEU一般データ保護規則 (GDPR) やデータポータビリティの意義、米国とデータ資源の覇権争いをする中国のインターネット安全法 (2017年6

21世紀は 知力・英知 の時代

創立 1922 年

特許業務法人 英知国際特許事務所

所長弁理士 岩崎 孝治

所長代理弁理士 七條 耕司

副所長弁理士 小橋 立昌

弁理士 鈴木 康裕

意匠部長弁理士 関口 剛

調査部長弁理士 郡山 順

弁理士 樋口 正樹

弁理士 紀田 馨

国際部長弁理士 田口 滋子

商標部長弁理士 岩崎 良子

商標弁理士 井上 香織

特別顧問弁理士 細井 貞行

管理部長 菅野 公則

特別顧問 岡本 清秀

【東京本部】 〒112-0011 東京都文京区千石4-45-13 TEL: 03-3946-0531 (代)

【赤坂サテライト】 TEL: 03-6206-6479 【帯広支部】 TEL: 080-6516-4160

【仙台支部】 TEL: 022-266-5580 【山形支部】 TEL: 023-651-6102

【神奈川支部】 TEL: 045-532-3827 【浜松支部】 TEL: 080-2077-6544

【名古屋支部】 TEL: 090-4227-5957 【大阪支部】 TEL: 050-1074-7175

URL: <http://www.eichi-patent.jp>

月)、我が国の「限定提供データ」に関わる不正競争防止法改正議論の課題などをご紹介しました。次に同年12月17日のシリーズ⑩「インターネット上のコンテンツ流通について」では、我が国がIoT、AI時代に適切に対応し、インターネット上のコンテンツの流通促進と侵害対策を実行するために、3つの提案を致しました¹。

さて、2018年冬から2019年夏にかけて、日本を含む各国の競争当局は、ICTやデータを活用して第三者に市場を提供するデジタル・プラットフォーム²の取引の透明性確保の重要性を指摘し、データポータビリティ及びAPI開放の必要性を示唆する見解を、活発に発表しています。第三弾となる本稿では、これらの動向を、私見により選択・要約し、国内外分けて時系列で、概観したいと思います。

1. 2018年12月4日 欧州委員会講演

2018年12月4日、欧州委員会のヴェステアー委員は、「デジタル社会における消費者保護」と題する講演をしました³。

・技術の社会との関わり：この10年でデジタルの世界は大きく変貌し、今やこれらのデバイスは、私たちの生活にとって不可欠である。風力タービンや生産ラインの稼働、医療の提供、そして農業にまで、経済のほぼ全ての分野で、データが効率性の改善に貢献している。

・規制の必要性：より多くの人々が影響を受けるようになればなるほど、デジタル技術が生み出すリスクへの懸念は高まる。オンラインとオフラインでの規制のあり方が異なる時代は過ぎている。今日、デジタル技術は我々の生活の一部となっており、デジタルの世界でも、日常の世界と同様に消費者の利益が保護されなければならない。こうした理由から、欧州委員会は、世界の他の当局とともに、デジタル時代の新たなルール作りに取り組んでいる。進行しているデジタル革命を抑えるのではなく、成功に導くために、技術を信頼できるような規制の構築が必要なのである。

・デジタル社会における競争ルール：過去10年間で変化したのは技術だけではない。インターネットの巨人となった事業者もまた変わってきた。彼らはもはやスタートアップ企業ではなく、巨大企業である。こうした巨大企業が、今日のスタートアップ企

業から、新たな市場を開拓する機会を奪ったりすれば、イノベーションによるメリットが失われることになる。

・おわりに：優れた新サービスが、個人データを本人の望まない方法で利用するものであってはならない。また、優れたアイデアが、税金を回避したり、労働者の権利を無視したりすることで巨額の利益を上げるものであってはならない。今後の成功には、優れた技術だけではなく、信頼の確保が重要である。

2. 2019年2月7日 ドイツ連邦カルテル庁決定 (Facebook-係争中)

今日においてデータは競争における決定的な要素であり、インターネット上の広告スペースの価値はユーザーデータの量及び詳細さに応じて高まります。

Facebookはユーザーアカウント内の(第三者サイト上のデータを含む)全てのデータを事実上無制限に統合してきたこれまでの慣行⁴のお陰で、個々のユーザーごとに固有のデータベースを構築し、それによって得たデータは、同社が市場において支配的地位を確立するための不可欠な要素となっています。

2019年2月7日、ドイツ連邦カルテル庁はFacebookに対し、今後はユーザーがFacebookを利用する際に、Facebookがデータを収集・統合することについてユーザーの「自発的な同意」(voluntary consent)を得なければならない(ユーザーが同意しない場合であっても、Facebookは当該ユーザーを自社サービスから除外してはならず、また、同意がなければ様々なソースからのデータを収集し、統合することはしてはならない)という広範囲の制限を課す決定をしました⁵。以下、同決定の要約から抜粋します。

・Facebookはソーシャルネットワーク市場における支配的地位を有する

支配的な企業であるFacebookは競争法上の特別な義務を負っている。Facebookの卓越した市場力(superior market power)を考慮すれば、同社の利用規約の同意欄への「義務的」なチェックを根拠として、前記のような集中的なデータ処理を行うことは適切ではない。ユーザーは、データの包括的な統合を受け入れるか、同社のソーシャルネットワークの利用を抑えるかの選択肢しか有していない。このような困難な状況におけるユーザーの選択を、自発